

令和5年第4回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第4号)

招 集 年 月 日	令和5年4月26日		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年4月26日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年4月26日 10時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 10 名  欠 席 0 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	2番	河野 幸枝	
	3番	笠井 清孝	



議長	<p>総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は10名です。</p> <p>出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。</p> <p>これより令和5年第4回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に2番委員と3番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第3号及び議案第21号から議案26号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第3号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者賃貸人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■さん、申請地は大字小板字城根、地番が1311番、1326番1、1327番1、1328番2、1329番1、1332番1、地目が田、面積が合計で1,969㎡です。申請理由は地目変更のため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の1ページ、図面は2、3ページ、および資料1ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、■■■■地区の■■■■さんによります非農地証明申請です。1月の総会にて積雪のため現況が確認できず継続審議となっていた案件です。</p> <p>申請地は、役場本庁から北へ約19km進んだ場所に位置しております小板地域です。担当委員の6番委員と事務局とで4月10日に再度現地確認を行いました。資料1をご覧ください。申請地は長年耕作がされていない状況で、雑木等が生え、4ページの⑤の写真のような石が全体的にゴロゴロと堆積しており農地として維持するのは難しいと判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号について、審議に入ります。議案第3号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。  それでは、議案第 3 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 3 号は申請のとおり承認決定いたしました。  それでは議案第 21 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明の前にこちらの議案について、差し替えの資料をそれぞれ机の上に置かせていただいております。賃貸人・賃借人という言葉、貸主・借主という言葉に変更しておりますので差し替えをお願いします。では説明をさせていただきます。</p> <p>申請者貸主の住所は■■■■■、お名前が■■■■■さん、耕作面積は 4,250 m<sup>2</sup>です。借主の住所は■■■■■、お名前が■■■■■さん、耕作面積は 376 m<sup>2</sup>です。権利の内容は使用貸借による権利の設定となっております。申請地は大字上殿字山根、地番が 836 番、地目が田、面積が 567 m<sup>2</sup>です。申請理由は貸主は農業従事に可能な人数と時間に比して、所有農地が多いため一部を貸すことにした。借主は所有する農地を畑として利用しており、新たに稲作のための農地が必要になったため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 4 番委員より説明をお願いします。</p>
4 番委員	<p>議案第 21 号を説明いたします。議案書 4 ページの議案第 21 号及び 5・6 ページの現地地番図をご覧ください。</p> <p>4 月 11 日、申請者の■■■■■さん立会のもと、現地調査を行いました。■■■■■さんは所有する農地 376 m<sup>2</sup>、全部畑として耕作されており、今回申請の借り受け農地 567 m<sup>2</sup>は稲作をされます。これには申請書の方には書いてあるのですが、■■■■■さんは個人事業物販をされてインターネットを使って販売をされるということなんです。それを聞いていい人がおられたなと思って。今度は色々話を聞かせてもらえばと思っております。農機具等も所有し、農業作業に常時従事しております。また、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であります。周辺の農地利用に影響もありません。</p> <p>以上、第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 21 号について、審議に入ります。議案第 21 号について質疑はありませんか。</p>

事務局	<p>補足説明をさせていただきます。先ほど、下限面積を超えているという説明があったのですが、こちらの■■■さんは申請地合わせて 1,000 m<sup>2</sup>を超えておりません。ですが、4月から法改正により下限面積要件というものがなくなりましたので、今回の申請については問題ないとなっております。以上です。</p>
議長	<p>各委員さんご承知のように、4月から法改正になりましたので、その点は議案の説明において気をつけていただきたいと思います。</p>
議長	<p>その他、質疑ありませんか、</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 21 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 21 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 22 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積が 1,314 m<sup>2</sup>です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積が 0 m<sup>2</sup>です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計字香草、地番が 1041 番、1123 番 2、地目が田と畑、面積が合計で 1,314 m<sup>2</sup>です。申請理由は譲受人は空き家バンクに付随する農地のため譲り受ける。譲渡人は高齢で町外に定住しているため譲り渡す。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私より説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書 7 ページから 10 ページについて写真を添付させていただいております。それによって説明させていただきます。</p> <p>4月23日に行政書士の■■■さんとの聞き取りと現地調査を実施しました。今回の議案につきましては、安芸太田町の空き家バンクに付随する農地で、写真で見ると主に林のようになっていますが、果樹が主になっています。本人さんの思いでは、1041 番については一応整理をして畑として利用するように考えておられるようです。家の間にある写真がありますが、完全にキウイフルーツを栽培されております。これについては現状のままだろうと思います。住まわれている■■■さんは今写真にありますように、一番下の写っている、左端に家の</p>

議長	<p>個所が見えますが、それが自宅で住居になっております。ここに■■■さんは住まわれるということでございます。機械も最小限の畑作業をするくらいの機械を持っておりますので、■■■■■に勤務しながら農業をするということでございました。</p> <p>これについては周辺の農地に影響はなく、第3条2項各号に該当しないので結果は相当と考えますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第22号について、審議に入ります。議案第22号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第22号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第22号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第23号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所が■■■■■、お名前が■■■■■さんです。申請地は大字田吹字大原、地番が1418番5、地目が田、面積が91㎡です。申請理由は墓地として使用するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて3番委員より説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>議案書11ページをご覧ください。図面は12・13ページと、参考資料で写真を添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>本事案は依頼人の■■■さんによります、墓地転用の事案です。4月11日火曜日に申請者の■■■さんと現地確認してきました。現在の墓地は、写真にありますように傾斜地にあり崩れる可能性があること、そして高齢になり斜面を登ることが難しいので住居横の畑に移設したいとのことです。建設計画・見積書などの書類も提出されており、周辺営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第23号について、審議に入ります。議案第23号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>それでは、議案第 23 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 23 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 24 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 24 号の説明をさせていただきます。</p> <p>農地法第 18 条の規定による通知が 4 カ所分提出されております。すべて■が関係しておりますので、利害関係人である 10 番委員については退席をお願いいたします。</p>
議長	<p>この件につきましては、私が利害関係者となっておりますので議事進行は会長職務代理者の 5 番委員さんをお願いをいたします。それでは、私は退席させていただきます。</p> <p>(議長退席・職務代理者議長席へ)</p>
職務代理者	<p>議長を交代し、私が進行をさせていただきます。</p> <p>それでは議案第 24 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料 2-1 からご覧ください。まずこちらは■さんが農地中間管理機構を利用して■へ農地を貸していた件について、合意解約をするものです。7 ページが所有者の■さんと農地中間管理機構の合意解約書、9 ページが■と農地中間管理機構の合意解約書となっております。</p> <p>こちらの対象地は西部環境横の農地となっております。10 ページ、11 ページをご覧ください。2 月の農業委員会総会及び、3 月の広島県常設審議委員会にて転用許可となりました農地となっております。今回の解約の手続きと転用許可の手続きを同時進行で進めておりましたが、農地中間管理機構を利用する賃貸借契約だったこともあり、合意解約が転用許可より後になったものです。</p> <p>続きまして資料 2-2、12 ページをご覧ください。こちらは■さんが農地中間管理機構を利用して■へ農地を貸していた件についてです。こちらも先ほどと同様、西部環境横の農地であり、同様の理由により合意解約が転用許可より後になったものです。</p> <p>資料 2-3、18 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは■さんが農地中間管理機構を利用して■へ農地を貸していましたが、■さんと親戚である 10 番委員から自ら耕作する旨の申し出により合意解約をすることとなりました。対象地については 22 ページ、23 ページをご覧ください。中筒賀天神原地区の農地となっております。</p> <p>そして資料 2-4、24 ページもご覧ください。こちらは 10 番委員所有の農地を</p>

	<p>農地中間管理機構を利用して■■■■へ農地を貸していましたが、先ほどの■■■■さんの農地同様、自ら耕作する旨申し出がありましたので合意解約をすることとなりました。対象農地は28ページ、29ページをご覧ください。下殿河内及び寺領地区の農地となっております。</p> <p>農地の賃貸借契約の解約等を行う場合には、本来ならば農業委員会の許可が必要ですが、この度の解約は、通知書の4番に記載のとおり、農地法第18条第1項第2号に該当する土地引渡し前6か月以内の合意解約であるため、農業委員会の許可は不要となります。</p> <p>しかし、この規定に基づく解約等を行った場合には、農地法第18条第6項の規定により、解約した旨を農業委員会に通知しなければならないこととなっているため、通知書が提出されております。本議案につきましては、資料2の通知書及び合意解約書の記載に不備がないか、修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
職務代理者	<p>それでは、議案第24号について、審議に入ります。議案第24号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
職務代理者	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第24号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
職務代理者	<p>挙手多数でありますので、議案第24号は申請のとおり承認決定いたしました。再度、議事進行を交代させていただきます。</p> <p>(議長着席)</p>
議長	<p>それでは議案第25号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料3、31ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、令和5年4月6日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で農用地の借り受けを行う者が、1点目に、耕作の事業に供すべき農用地について耕作又は管理を行うと認められること。2点目に、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。3点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。4点目に、農用地の借り受けを行う者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のう</p>



	<p>ち一人以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められること。などの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。</p> <p>対象農地の位置については32ページをご覧ください。津都見地区の栗栖鉄工所の横、以前ひろしま活力生だった■■■さんが使用していた調整棟のビニールハウスを、ひろしま活力生の■■■さんが使用するためのものです。所有者は■■■さんで、農地中間管理機構を利用して契約を行います網掛けにしているのが■■■さんの圃場、申請地との間に■■■さんの圃場がありますが、■■■さんの圃場へは大型トラックが入ることが難しいため、今回の申請地を出荷用の野菜を保管するために使用することです。33ページから利用集積計画書を添付しておりますので、内容をご確認いただき修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。</p> <p>以上です。審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第25号について、審議に入ります。議案第25号について質疑はありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>それでは、議案第25号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第25号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
	<p>それでは議案第26号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号の説明をさせていただきます。令和4年度の活動に対する点検・評価及び令和5年度の目標とその達成に向けた活動計画についてです。農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条より、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の6月30日までに公表しなければならないことと規定されております。</p>
	<p>つきましては、まず令和4年度の活動に対する点検・評価について説明させていただきます。資料4、41ページをご覧ください。</p>
	<p>I 令和4年4月1日現在の農業委員会の状況についてです。</p>
	<p>1 農業委員会の現在の体制ですが、任命年月日は令和2年10月1日、任期満了は令和5年9月30日となっております。農業委員及び農地利用最適化推進委員はそれぞれ10名です。2 農家・農地等の概要につきましては令和2年度に行われた農林業センサス及び令和3年度の耕地及び作付面積統計から数字を転記しました。</p>

II 最適化活動の実施状況についてです。

1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積の現状及び課題について、農地面積は 557ha、これまでの集積面積、認定農業者等が利用権を設定している面積は 51ha、集積率は 9.2%であり、課題は農家の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害の増大による生産意欲の低下により、地域の農業を担うものが減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。本町においては、ほ場整備完了地域及び共同利用施設保有地域を重点に、農業経営感覚に優れた経営体の育成・確保を図る必要がある。となっております。

②目標は令和 12 年までに 36.1%集積すると広島県がさだめており、令和 4 年度に 16.6ha を新たに集積し、集積率を 12.1%にするという目標でした。

③実績としましては、新規集積面積は-0.6ha 累計で 50.5ha の集積となりました。これは認定農業者が設定していた利用権の契約期間が終了し、継続につながらなかったため面積がマイナスとなりました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の①現状及び課題について、1号遊休農地面積は 19ha で、すべて緑区分となっております。これは毎年 7 月から 9 月に実施する利用状況調査の結果に基づき算出しております。

②目標は令和 3 年度の利用状況調査における緑区分遊休農地面積のうち、条件が悪い農地であり、今後、農地として利用する見込みがないものを除外した面積が 3.6ha で、その面積の 5 分の 1 の面積 0.7ha が解消目標面積となっております。黄区分の遊休農地は該当する農地はありません。前年度に新規発生した緑区分の農地は、すべて条件が悪く農地として利用する見込みがないものでしたので 0ha となっております。

③実績は解消実績面積は 0.4ha となっております、達成状況は 57.1%となりました。

④その他についてですが、農地の利用状況調査の実施時期は 7 月～9 月で、調査結果取りまとめ時期は 10 月～12 月、1号遊休農地面積は 19ha です。利用意向調査の実施時期は 12 月で、取りまとめ時期は 1 月～3 月です。

農業委員会の点検結果としましては、不在地主等所有者の把握と農地所有者に対する指導が必要である。としております。

(3) 新規参入の促進についてです。①現状及び課題は令和 2 年度～令和 4 年度までの新規参入者は各 1 経営体で、すべてひろしま活力生です。

課題としましては農家の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害の増大による生産意欲の低下により、地域の農業を担う者が減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。本町においては、ほ場整備完了地域及び共同利用施設保有地域を重点に、農業経営感覚に優れた経営体の育成・確保を図り、地域計画事業を通じて担い手の計画的な育成を図る必要がある。となっております。

②目標は平成 28 年度から平成 30 年度までの農用地利用集積計画による権利移動面積の平均が 5ha であり、その 1 割、0.5ha を農地所有者の同意を経たうえで公表する農地の面積としております。

③実績は 0.7ha 農地所有者の同意を経て公表を行うことができました。これは中筒賀ほ場のひろしま活力生として就農している村上さんの農地について、村上さんへ利用権が設定できたため目標達成しております。

点検結果としましては、広島市・JA 広島市の研修制度を活用し、新規就農者を確保し、新規就農者に農地の利用集積を行った。また、利用意向調査の結果、貸付希望として農地中間管理事業への登録につなげることができた。としております。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月 6 日、最適化活動を行う農業委員の人数、推進委員の人数はそれぞれ 10 人です。

(2) 活動強化月間の設定①目標は 7 月・8 月・9 月の 3 回を活動強化月間とする。内容は 7 月・8 月は農地の見回りによる集積候補地の情報収集を行う、9 月は利用状況調査の結果に基づき遊休農地解消に努めるとしております。

②実績は 7 月・8 月は農地の見回りによる集積候補地の情報収集を問題なく行うことができた。9 月は利用状況調査の結果に基づき、遊休農地解消に向け情報を整理できた。としております。

(3) 新規参入相談会への参加①目標は新規参入相談会へ 1 回参加する。としておりました。内容としましては広島県主催の就農応援フェアへの参加を想定しておりました。

②実績としましては広島県主催の行事はなかったが、                    に対して北広島町と合同で候補地への現地案内を行ったり、神石高原町へ 6 番委員と 10 番委員と一緒に視察へ行き話し合いを行ったためこれを 1 回と計算しました。

全体に対する目標の達成状況の評語としましては、48 ページの基準に基づき計算し、9 点のため「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としました。

推進委員等の点検・評価結果は 49 ページに委員さんごとの情報をまとめております。地区ごとに集積面積等を計算し、50 ページの表に照らし合わせております。

Ⅲの事務の実施状況は 1 総会の開催実績は毎月 1 回推進委員会議を 3 か月に 1 回行いました。

2 農地法 3 条に基づく許可事務は 27 件申請があり、すべて許可しました。

3 農地転用に関する事務は 4 条許可・5 条許可あわせて 27 件申請があり、すべて許可しました。

4 違反転用への対応は農地面積が 557ha で違反転用面積が 8.3ha あり、違反転用解消のために実施した活動内容は農地パトロールの実施や 7 月から 9 月に行う農地利用状況調査の実施により、違反転用の発生防止に努めました。

実績としては始末書付きの申請内容から計算し、0.52ha 解消することができました。

ここまでで質問がありますでしょうか。なければ目標設定について説明をさせていただきます。

資料 5、51 ページをご覧ください。

I 令和 5 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況についてです。

1 農業委員会の現在の体制ですが、農業委員会の 10 人の内訳が表のとおりとなっております。委員の入れ替わりがあった関係で人数が変更になっております。

2 農家・農地等の概要については認定農業者数は変更ありませんでしたが、                    の認定農業者の認定が切れ、認定新規就農者だった                    さんが認定農業者へなり、                    さんが認定新規就農者となりました。耕地面積につ

いては令和4年度の耕地及び作付面積統計に基づいているため変更しております。

次にⅡ最適化活動の目標1最適化活動の成果目標(1)農地の集積①現状及び課題ですが、管内の農地面積が551haへ減少し、集積面積も実績の数字から50.5haとなり、集積率は9.1%となります。課題については昨年同様、農家の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害の増大による生産意欲の低下により、地域の農業を担う者が減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。本町においては、ほ場整備完了地域及び共同利用施設保有地域を重点に、農業経営感覚に優れた経営体の育成・確保を図る必要がある。としております。

②目標は令和4年度の目標が達成されなかったため、新規集積面積は18.6ha、今年度末の集積面積が68.6ha、集積率は12.5%が目標となります。

(2)遊休農地解消の①現状及び課題は1号遊休農地面積は26haで、すべて緑区分です。課題は地域計画事業・農地中間管理機構の活用により、地域における担い手の育成と農地の利用集積を加速化していく必要がある。としております。②目標は昨年度から変更はなく0.7haで、イの新規発生遊休農地の解消面積のみ前年度に新規発生した緑区分の面積を設定することになっておりますので、1haとしております。

(3)新規参入の促進の①現状及び課題は直近3年度の新規参入者数とするため令和2年度から令和4年度の数値に変更しました。

②目標は令和2年度から令和4年度に農用地利用集積計画による権利移動面積の平均が1haで、その1割が目標値となるため0.1haとしております。

2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標及び(2)活動強化月間設定目標は昨年から変更はしておりません。

(3)新規参入相談会への参加目標は広島県主催の就農応援フェアを想定してしております。

55ページの表については農業委員の担当エリアごとに集積面積等を配分したものです。上段に小さい数字で書いているのが前年度目標との差です。この表の中で、水色で塗りつぶしている新規集積面積目標についてご覧ください。寺領・猪山・平見谷地区については昨年度から2ha増やして7.6haを目標値としております。■■■■さんが利用権を設定していない農地があるため目標値を上げました。この一年間地域計画地図の素案を作成しながら、権利の情報の整理が大切であると個人的にも感じましたので、■■■■さんにご協力をいただきたいと考えたためです。他の目標数値につきましては全体的に農地面積が減っている点と、所有者から同意を得る面積について穴地区で現在7番委員が利用権の設定をどんどん行っている最中ですので目標を変更しております。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第26号について、審議に入ります。議案第26号について質疑はありませんか。

(全員質疑なし)

議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 26 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 26 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 1 点させていただきます。</p> <p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 2 件出ております。資料 6、56 ページをご覧ください。1 件目は ■地区の ■さん、2 件目は ■の ■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和 5 年第 4 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 00)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>3 番委員</p>